

職員の懲戒処分について

令和元年8月30日

消防本部総務課

当消防組合では、地方公務員法及び佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定に基づき、令和元年8月30日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分を行いました。

記

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 被処分者 | 副主査（消防司令補）、42歳 |
| 2 | 処分内容 | 戒告 |
| 3 | 処分年月日 | 令和元年8月30日 |
| 4 | 事案の概要 | 業務上知り得た秘密を洩らしたため |